

根洗町自治会内規

I 会費、弔慰金、慰労金他

(会費、弔慰金、慰労金)

1 自治会費等 会員から徴収する会費は、次の通りとする。

(1) 自治会費

役員会において、会費金額は定める。

家族世帯会員1世帯	月額	自治会費	1,000円
単身の非持家会員	月額	自治会費	500円
学生1名につき	月額	自治会費	200円

(2) 臨時会費

特に必要が生じた場合、役員会の議決を経て徴収する。

(3) 自治会加入金

新たに会員となった場合、加入金を徴収する。

持ち家1世帯 5,000円

(4) 徴収

会費は毎月部長が徴収し、月末までにすみやかに会計に納入する。

ただし、会費は、2～12カ月分前納も可とする。

自治会加入金は加入時、会計に納入する。

(5) 免除

生活保護家庭、消防団員の世帯は、会費の納入を免除する。

(6) 新規加入世帯 ———— 改定 2020年11月23日

自治会加入金及び自治会費については別紙細則による

(弔慰金)

2 弔慰金は、次の通りとする。

(1) 香料 ———— 改定 2017年5月23日

世帯主 10,000円

同居する同一世帯家族 5,000円

(2) 自治会三役及び顧問については、その都度協議して決める。

(慰労金)

3 慰労金は、次の通りとする。

自治会三役が、職を辞するとき、在任1年につき1万円の慰労金を贈り、労をねぎらう。

4 役員等の手当

(1) 役員等の手当は、次のとおりとする。 ———— 改定⑫ 2020年3月23日

会長、200,000円 副会長、会計 130,000円

監事、部長代表 13,000円 部長 10,000円

(2) その他委員の謝礼金 ———— 改定 2016年1月23日

民生児童委員、氏子代表 13,000 円、保護司、安全推進員 10,000 円
スポーツ推進委員 10,000 円、安全推進委員補助員、5,000 円

II 役員を選出について

本会の役員を選出要領は、次の通りとする。 —— 改定 2016年1月23日

- 1 会長、副会長、会計は町を4分（1～2、3～5、6～8、9～11部）し、各ブロックから三役候補者1名を選出する。
- 2 役割分担は候補者4名の互選により決定する。
- 3 監事は町を2分（1～5、6～11部）し、各ブロックから1名を選出する。
- 4 部長は各部からそれぞれ選出する。
- 5 部長代表は町を4分（1～2、3～5、6～8、9～11部）し、部長の互選により選出する。
- 6 顧問は役員会に諮り、会長が委嘱する。
- 7 三役及び監事の選考委員は、当該年度の各部部長とし、選考委員長は部長の互選により選出する。
- 8 三役の選考については、9月部長定例会時に候補者を選定し、11月部長定例会までに内諾を得て決定するものとする。

三役を選出について上記により決定を見ないブロックについては、下記の方法により選出する。

—— 改定 2019年11月23日

- 9 選考委員長を中心に、選考委員は年齢60歳から75歳までの該当者の中から候補者を選出し、11月部長定例会に提出する。本人の承諾があれば年齢枠外の人でも選出可能とする。
- 10 推薦、互選により選出するが、選出が困難な場合においては、投票等を実施する。
- 11 選考委員は投票予定日を決定しブロックの全世帯に周知徹底する。選考委員及び候補者等の立会いのもと、即日開票し、三役候補者を決定する。

III 消防団員（30分団員）の選出について

- 1 消防団員は町を4分（1～2、3～5、6～8、9～11部）し、ブロック各2名ずつ選出する。
- 2 消防団員の年齢は、およそ18歳～40歳とする。 —— 改定2020年11月23日
- 3 任期は、おおむね6年間とする。
- 4 選出の方法
部長代表が選出委員長となり、各部長が補佐し、各ブロックの適齢者と話し合いの上選出する。

IV 会議等

1. 規約に定められた会議のほか、次の会議を持つことができる。
 - (1) 三役会
 - (2) 三役及び監事選考委員会
 - (3) 主要行事实行委員会 —— 改定 2025年2月7日
出席者は、自治会三役、部長代表、各部会（社会体育部、~~女性部~~、自主防災隊、広報部、敬老会運営部、子ども会、悠々会、フェスタ部）代表とする。
構成を付表—2に示す —— 改定 2025年2月7日
 - (4) ~~編集委員~~広報部会（根洗町だより、根洗町ホームページ） —— 改定 2025年2月7日
~~委員部員~~ 自治会部長 2名、社会体育部 2名、自主防災隊 2名、~~女性部—2名~~、子ども会 2名、顧問 1名（自治会役員）
~~編集委員長~~広報部 1名、~~副委員部長~~ 1名、~~会計—1名~~を~~委部員~~の互選により選出し、運営する。

発行は年4回とする。(発行予定月は7月、10月、1月、4月)

ホームページ編集の専任を置く。

(5) 敬老会運営部会 (敬老会の運営) ——— 改定 2025年2月7日

部員 自治会部長 2名、社会体育部 2名、子ども会 2名、悠々会 2名、自主防災隊 2名
顧問 1名 (自治会会計)

部長 1名、副部長 1名を部員の互選により選出する。

会計は自治会会計が行う。

(6) その他必要な会議

V 部会

自治会の中に、次の各部会を置く。 ——— 改定 2016年1月23日

部長会、~~女性部~~、社会体育部会、自主防災隊、子ども会、悠々会、~~フェスタ部~~を置き、各部会は
自主防災隊を除き内規を定める。 ——— 改定 2025年2月7日

VI 書記

部長会の書記は、部長が交代で行う。

VII かたづけ

————— 改定 2025年2月7日

部長会のあと片付けは、~~3ヵ月ごと交代全員~~で行う。

~~1～2部 (4～6月) 3～5部 (7～9月) 6～8部 (10～12月) 9～11部 (1～3月)~~

VIII 文書の保存期間

以下、4頁 付表 - 1 の様に定める。 ——— 改定 2019年11月23日

IX 消防協力金

根洗町選出消防団員 (30分団員) に対して消防協力金を設け、活動手当とする。

協力金 1世帯 1,000円/年 毎年4月に部長が集金し、担当副会長が管理する。

※詳細については別紙細則による。 ——— 改定 2020年11月23日

X 一般会計、特別会計の支出

————— 改定 2025年2月7日

(1) 一般会計の支出

100,000円以上の支出については、部長会及び、主要実行委員会にて事前の承認をえたのちに
支出するものとする。

(2) 特別会計の支出

事前に自治会三役経験者3名以上、自治会三役を含む検討委員会を設けて審議し、部長会及び、
主要実行委員会にて承認の上で支出する。

XI 特別会計への積み立て

————— 改定 2025年2月7日

公民館の修繕、建て替えや災害時の支出に備えて、一般会計より年に1,000,000円以上の積み立て
を行う。

但し、公民館の修繕や自治会運営上で支出が多く積み立てができない場合には、部長会及び、主要実行
委員会にて承認の上で積み立て不可、減額を行うものとする。

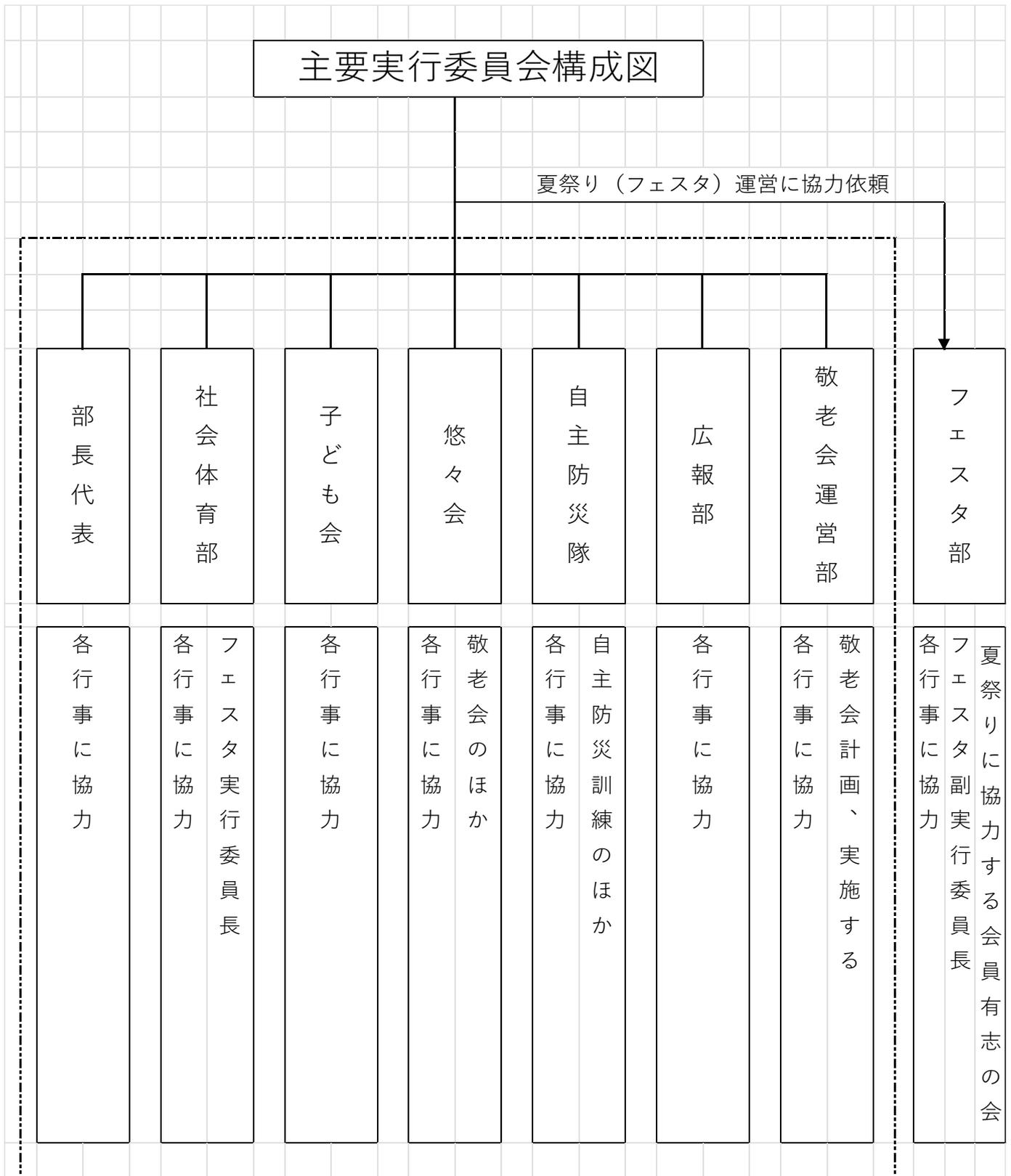
附則

1. この内規は、平成9年4月1日から施行する。
2. 2. 内規の変更 —— 改定 2016年1月23日
 この規約は、役員会（部長会）において協議の上、2/3以上の賛成をもって変更することができる。但し、役員会において総会の承認を必要と判断した事案については、これに従うものとする。

付表 - 1 (VIII 文書の保存期間)

	永久保存	10年間	6年間	4年間
資産関係	権利証類 設備資料（現物廃棄まで） 機器資料（現物廃棄まで）			
名簿類	自治会員台帳 歴代役員一覧表			
議事録類		総会	部長定例会 行事資料（敬老会等）	各部会行事の三役の保存分
会計関係	会計決算書	元帳 使用済の銀行通帳	調書 各部会予算・決算書	電気料金領収書 自治会費納付票
資料	根洗町だより 郷土資料類			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に記されていないものは個々にファイルの表紙に保存期間を明記しておく ・市関係、連合自治会等の、自治会外部の資料は会長が定めておく ・連合自治会関係の年番資料は次回の年番の年まで保存（三方原神社等） ・今後作られる新文書ファイルの保存期間は三役で検討し決定する 			

★ 市から要望されているものは、会計決算書10年間（ H29年度の三役が市に確認した ）



根洗町自治会内規 改定履歴一覧表

令和2年11月23日(2020)

内規本文の末尾にあった改定履歴を
この改定履歴一覧表に移した

No.	改定年月日	改定内容概略又は理由等	改定者 (会長名)	承認	備考
①	2001年12月23日	内容不明	藤井計廣	部長会	
②	2002年 2月23日	内容不明	藤井計廣	部長会	
③	2004年 5月23日	内容不明	和田三男	部長会	
④	2005年 4月 1日	内容不明	和田三男	部長会	
⑤	2007年 2月23日	内容不明	林ノ内憲弘	部長会	
⑥	2009年 5月23日	内容不明	林ノ内憲弘	部長会	
⑦	2010年 7月23日	内容不明	鈴木陽一	部長会	
⑧	2010年 8月23日	内容不明	鈴木陽一	部長会	
⑨	2016年 1月23日	I-4-(2) 詳細不明 II 詳細不明 V 詳細不明 附則 詳細不明	田村勇次	部長会	
⑩	2017年 5月23日	I-2 初盆香料を廃止	嶋田博	部長会	
⑪	2019年11月23日	II-9 年齢枠に本人承諾で枠外可能を追加 VIII 永久以外は一律5年⇒別表による	木村為広	部長会	12月より 適用
⑫	2020年 3月23日	I-4-(1) 会長手当30万円⇒20万円	木村為広	部長会	次年度より 適用
⑬	2020年11月23日	I(6) 新規加入 自治会加入金及び自治会費については 別紙細則によるを追加	荒井昭司	部長会	次年度より 適用
⑭	2020年11月23日	III 消防団員の選出について 2 消防団員の年齢およそ18歳～40 歳 とする	荒井昭司	部長会	即日 適用
⑮	2020年11月23日	IX ※詳細については別紙細則による。	荒井昭司	部長会	次年度より 適用
⑯	2025年2月7日	IV、V 2023年3月女性部廃部に伴う削除 VII 削除 X 一般会計、特別会計の支出の項目追加 XI 特別会計への積み立ての項目を追加	菅沼泰夫	部長会	2024年より 適用
⑰	2025年2月7日	付表-2 実行委員会構成図追加	菅沼泰夫	部長会	2025年より 適用
⑱					
⑲					

自治会費 等 細則

自治会内規より
2020/11/23

1. 加入時

加入金	持ち家会員	非持ち家会員
	5,000 円	0 円

- ・退会（転出）時の返金は無し
- ・法人（自家営業等含む）・・・町内に住んでいる場合は加入をお願いする。
- ・同居世帯については下記の通りとする。

※親子世代で同じ家または同じ敷地内に住む場合の判断

居住状態	家を継ぐ場合	家を継がない場合
同じ家に同居	1 世帯とみなす	1 世帯とみなす
同じ敷地の別棟に居住	1 世帯とみなす	2 世帯とみなす

- ・1 世帯とみなした場合は、広報等の配布物は1 セットのみにする

2. 会費（月額）

		持ち家会員	非持ち家会員
自治会費	家族世帯	1,000 円	1,000 円
	単身者世帯	1,000 円	500 円
	学生	—	200 円

- ・生活保護世帯及び、消防団員の居る世帯は除く
- ・期の途中転入の場合は翌月から徴収する

3. 消防協力金

消防協力金	1 世帯あたり年額	1,000 円
-------	-----------	---------

- ・賃貸集合住宅は1 棟あたり 1,000 円
- ・生活保護世帯及び、消防団員の居る世帯は除く
- ・途中転入の場合は翌年度から徴収する

4. 弔慰金

香 料	対象者	金額
	世帯主	10,000 円
	同居する同一家族	5,000 円